

資金繰り環境改善のためのリテール金融市場健全化に関する主要論点

2009年12月14日 石川和男

〈基本論〉

- 銀行が担い切れない金融リテール市場（≒貸金業市場）と、そこで与信ビジネスを行う適法な民間金融事業者に係る制度（≒貸金業制度）の在り方について、冷静沈着な雰囲気の中で再度熟考していく。
- 「貸さない親切」と「貸す親切」の二兎を追う。「返せない苦しみ」と「借りられない苦しみ」の両方の声を傾聴する。
- 民間金融と公的金融の役割分担について、常識と良識を以て考えていく。厳しい財政事情もあり、公的金融への安易な依存はしない。
- ☆ グレーゾーン金利帯を巡る過去の曖昧な運用は政治と行政の責任であることを強く認識する。

〈個別論〉

（１）総量規制の運用改善

- ① 個人事業主や個人の緊急一時的な資金繰りに対処できるよう、少額融資又は短期融資に限って、総量規制の適用除外とする。（※：現在想定している個人事業主・個人の適用除外要件（事業計画策定など）は実態上厳し過ぎる。）
- ② 上記①の適用除外を許される貸金業者は、下記（４）①の認定を受けなければならない。

（２）上限金利規制の見直し

- ① 中小・零細企業や個人事業主、個人の緊急一時的な資金繰りに対処できるよう、少額融資又は短期融資に限って、上限金利を段階的に年25～40%程度にまで引き上げるよう「上限金利特例法」を制定する。この特例法は、銀行にも適用する。
- ② 上記①の特例を許される貸金業者は、下記（４）①の認定を受けなければならない。

(3) 過払金返還請求への対応策

- ① 過払金返還請求の代行の手続は、原則として金融庁を窓口とする。
- ② 金融庁は、過払金返還請求をした者を該当する貸金業者に通知する。当該貸金業者には、請求者に対して適切な対応をするよう義務付ける。
- ③ 弁護士及び司法書士が過払金返還請求の手続を代行する場合には、手数料額又は手数料率の上限を規制する。

(4) その他の市場健全化策

- ① 「認定貸金業者」制度の創設
 - 過剰融資の防止や取立回収行為の適正化について、より高度なコンプライアンス体制を敷いているものとして金融庁が認定した貸金業者（＝「認定貸金業者」）については、上記（１）の「総量規制の特例」と、上記（２）の「上限金利の特例」を認める。
- ② 債務者向けカウンセリング体制の整備
 - 日本貸金業協会に債務者向けカウンセラーの育成支援機能を持たせる。カウンセリングの実施は、日本クレジットカウンセリング協会に委任する。
- ③ 公的制度への誘導等
 - 貸金業者は、融資対象として不適格な融資申請者に対して、公的制度（＝公的金融、各種の地域福祉制度）の活用や、債務整理に関する弁護士会・司法書士会への相談、ヤミ金・詐欺への注意喚起を慫慂する。
- ④ 零細企業・個人事業主・個人に係る資金繰り関連統計の整備
 - これまで公式統計で把握できていない資金需要者層（＝信用リスクが比較的高い零細企業・個人事業主・個人）の資金繰り動向や、経営者・個人への本人直接ヒアリング結果について、政府は公式統計を整備する。

(参考)中小・零細企業の資金繰りの現状 ～ なかなか聞けない現場の声

東京財団では、中小・零細企業の資金繰りの現状を探るため、2009年6～7月、ノンバンクを利用したことのある中小・零細企業へのヒアリングを実施。その結果の概要は以下のとおりであり、厳しい実態が明らかとなった。

(1) A社(事業会社)2004年設立、資本金5000万円、従業員30人

A社は、印章事業を中心として展開。平成19年及び平成20年に中小企業庁の所管制度である経営革新支援法に基づく計画の認定を受け、1億3000万円の保証枠も盛り込まれていた。しかしながら、信用保証協会の姿勢は厳しく、8000万円のセーフティネットの緊急融資を申し込んでも5000万円に削減された。

A社の保有するレンタル資産を担保にノンバンクから資金調達してきたが、会社規模も大きくなり、1000万円を超える額は銀行から借りるしか道はない。会社の成長を止める訳にはいかないが、金融機関、信用保証協会の厳しい態度から資金繰りは困難。

(2) B社(事業会社)2007年設立、資本金4500万円

B社は、ポータルサイト提供を中心とした事業を行っているが、IT事業は運転資金の確保が重要である。銀行はこの理解に乏しく、事業性や経営者の資質を見ずに融資判断を行うため、常に運転資金のやり繰りが困難な状態である。

ノンバンクは、事業性に対する正当な評価、売掛債権担保などの柔軟な対応により、B社としても資金調達の余地がある。

セーフティネット保証については、有用性は認めるが、売上が30%以上減少した先が優先されており不良債権化が進行するであろう。資金の出し手に、事業を評価するリテラシーが必要で、その能力(目利き)が活かせるように、ノンバンク制度の環境整備も必要。

(参考) 中小・零細企業の資金繰りの現状(現場の声)

(3) C社(事業会社) 1983年開業、零細企業、電設業

C社は、電気・住宅設備の設置販売事業を展開。昨年秋のセーフティネット貸付を申込したが、既に保証協会付の借入金を売上減少時に返済条件を変更していたため、保証協会から条件変更先は対象外として断られた。最終的に日本政策金融公庫から借り入れられたが、その交渉等に膨大な時間を費やし本業を逼迫するという状況に陥った。

以前に数百万円規模のつなぎ資金が必要となった時に、貸付に応じてくれたのはノンバンクのみ。金利が高くても、事業の継続のために資金が必要であるから、必要なときに資金を出してくれるのは助かる。ノンバンクは必要悪という人がいるが、決して悪ではなく、必要な存在である。

そのノンバンクも、2007年ころから新規の貸出に依りられないと言われている。ノンバンク自身が資金調達が出来なくなっているためである。

(4) D社(事業会社) 零細企業、建設業

D社は、海洋工事での特殊技術を有する中小ゼネコン会社。昨年暮れにセーフティネット貸付を受けるために、地元の市から不況業種の認定を受けて、保証協会に出向いたが、保証協会付の借入金の返済の条件変更を既に行っていたため断られた。返済条件の緩和は行っているだけで、延滞はしていないにも関わらず新たな借入ができないのはおかしい。

少額(100万円以下)の手形を地元の割引業者によって現金化することが2、3ヶ月に1回程度あり、振出人の信用力があっても金利は年率5.9%と高いが、当社の財務状況に関わらず割引を実行し、かつ、単車で現金を届けてくれる。

これまでつなぎ資金のためにノンバンクとの取引があり、金利は高いものの、無担保で緊急にまとまった資金を確保できる存在は必要である。

(参考) 中小・零細企業の資金繰りの現状(現場の声)

(5) E社(事業会社) 1992年開業、零細企業、不動産業

E社は、不動産の管理業を展開。例年引越しシーズンである春先には管理している賃貸マンションの改装費など一時的な資金需要が発生する。こうした際につきなぎ資金としてノンバンクを利用してきた。これまで延滞もなく返済してきたがノンバンク自身の経営が厳しくなり、新規融資がストップ。今は返済のみしている。

消費者金融からも数百万円程度の資金(給与支払時)を借入してきたが、貸金業法改正により与信枠がゼロとなってしまった。

そもそもノンバンクからの借入利率は高いが、借入期間が短期であり、収支ベースでみた利息額は決して多額とはならない。それよりもノンバンクを利用出来なくなることがリスクである。

昨年末にセーフティネット貸付を利用したが、保証協会での審査など融資実行までに1ヶ月程度かかった。また、支払利息軽減のために直ぐに返済したかったが、次に必要となるときに借入出来る保証がないので、仕方なく借入したままにしている。保証協会付では緊急的な資金調達に対応できない。

(6) F社(事業会社) 2005年開業、零細企業、飲食業

F社は、飲食業で百貨店や大型テナントに出店している。リーマンショックの影響を受け売上が大幅に減少し、年度末に廃業。

昨年秋の時点では、セーフティネット貸付に応募したが、保証協会から何の返事もなく、実際に保証協会に赴いたら応募が殺到しており、書類すら見ていない状況を見て諦めた。

日本政策金融公庫にも申し込んだら、業績が悪いなら貸し出せないという平時の判断基準で断られた。政策金融は金利が低くてありがたいが、必要な時に借りられなければ意味がない。

開業してからは、銀行融資を中心として、ノンバンクからは給与支払等の一時的なつきなぎ資金として融資を受けていたが、昨年からノンバンクの審査も厳しくなってしまった。

金利が高くても、与信枠が残されているという状態が精神的に楽であった。資金繰りに頭を悩ます時間を経営戦略の立案に時間を費やせる。もともと飲食業は、粗利が高いので、資金さえ回れば返済は可能。

(参考) 中小・零細企業の資金繰りの現状(現場の声)

(7) G社(金融会社)

G社は、事業者向け金融を中心としたノンバンク。平成18年の貸金業法改正等により、ノンバンクを巡る環境は一変。新たな制度の下、新たなビジネスモデルを構築しようにも、貸出金利制限や過払い金返還請求により、事業者に資金供給するためのノンバンク自身の資金調達も厳しくなっており、このままではノンバンク業界は崩壊する。

借り手が困っていても、その声を上げる場所もデータもなく、政策現場には伝わっていないのではないか。

ノンバンクが貸し出す資金の額は少額・短期が中心であり、また、個々の事業を全て把握することは不可能であり、そのリスクと資金調達コストを鑑みれば貸出金利を4割くらいにしないとビジネス上成り立たない。一律に金利規制を課すのではなく、ノンバンク自身が正当なビジネスを行える環境は確保する必要がある。

<ヒアリング結果から分かること>

○金融機関、保証協会ともに、経済危機という緊急時においても従来の融資判断を変更しない。その理由は、不良債権を増やしたくないことや、貸付金利を上げて批判を受けたくないといったことである。

○つなぎ資金など緊急的な資金需要に対しては、機動的にノンバンクの融資を利用してきたが、上限金利引下・総量規制の影響で、ノンバンクの審査も厳しくなっている。

○金利水準も重要な要素ではあるが、資金調達においては金利よりも、必要な額が借入れられるかが問題である。

日本の 論点

THE ISSUES FOR JAPAN

文藝春秋編

またルールが変わった

2008

文藝春秋

6 金融と投資

論点 22 世界金融はどう動くところか

世界マネーが実体経済を振り回す。グローバル化の本質は資本の反革命だ

【データファイル】世界株安の元凶「ヘッジファンド」の正体とは？ 214

水野和夫 210

論点 23 投資立国の道を歩むべきか

いまやものづくりだけではやっていけない。金融・投資立国にこそ活路あり
「虚の経済」への追従は必ず破綻する。投資立国という悪夢の実相

【データファイル】先進国の富の源泉とは何か？ 224

藤巻健史 220
内橋克人 216

論点 24 中国経済は大丈夫か

二〇二五年までに、共産党中国が必ず終焉を迎える四つの確かな理由
まだまだ伸びる中国経済——リスク過敏になってチャンスを見逃すな

【データファイル】中国経済の成長はいつまで続くのか？ 234

水木 楊 226
丸川知雄 230

論点 25 日本の景気はこの先どうなる

正念場は〇八年秋だ！ これからの日本経済は地雷原を歩くようなもの

上野泰也 236

失われた一〇年はまだ終わっていない。怖いのは米国消費の長期低迷だ

【データファイル】景気拡大はいつまで続く？ 244

牧野潤一 240

論点 26 投信ブームの落とし穴は

だまされてはいけない！トリックを見破る正しい投資信託の選び方

【データファイル】個人投資家が陥りやすい投資の落とし穴は？ 250

竹川美奈子 246

論点 27 借入れ難民をどう救うか

日本版グラミン銀行創設を急げ——血税を使わずとも破産・倒産は防げる

【データファイル】貸し渋り多発——借入れ難民はどこへ行く？ 256

石川和男 252

7 少子経済のゆくえ

論点 28 少子化が経済に与える影響は

「人口減で経済縮小」の嘘。四〇代前半の消費が拡大するこれからが買いた

【データファイル】人口リミットから見た各国の経済予測とは？ 264

木下晃伸

260

日本版グラミン銀行創設を急げ——血税を使わずとも破産・倒産は防げる



石川和男

personal data

いしかわ かずお 1965年生まれ。東京大学工学部卒。通産省（現経済産業省）に入省、中小企業庁・商務情報政策局などを経て07年退官。現在新日本パブリック・アフェアーズ（株）上級執行役員、東京財団研究員、専修大学客員教授。金融・経済政策を専門とし、マクロ経済からリテール金融まで幅広い政策研究を行う。また、資金調達の見直しに伴う消費者信用市場の変化とセーフティネットのあり方を調査研究。主筆に「多重債務者を救え！」。共著に「年金・郵政マネーが日本を救う！」「銀行とノンバンクの融合」などがある。

灰色金利の撤廃で貸し渋りが横行している

貸付金利の上限を年利二九・二パーセントから一五―二〇パーセントに引き下げ、貸付総額を原則として年収の三分の一以下に抑える改正貸金業法・出資法・利息制限法（改正三法）が二〇〇九年（平成二十一年）末に施行される。帝国データバンクによると、改正三法の施行を控えて、貸金業者が与信審査を厳格化したため、中小企業の資金繰りが悪化し、倒産が急増しているそうだ。個人向けでは新規借入ができなかったため、自己破産など債務整理の相談が激増しているという。こうした「貸し渋り」が広がることは十分に予見されていた。

与信すべきでない資金需要者に対して、資金を

提供する。日本でも、これをモデルとした高リスク層向け与信システムの普及を望む声は多い。現に政府の多重債務者対策本部は、「日本版グラミン銀行」の創設を提言している。借り手に返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、与信後のカウンセリングなどを前提に、低利貸付を行うおうというのが、同構想の主旨である。

新業務の立ち上げに税金投入は認められない

与信の原資には公的資金（税金）と民間資金の二通りがあるが、日本版グラミン銀行の役割を担う機関に、高リスク層向けの低利貸付を大規模かつ広範に実施させるならば、その資金需要規模からして、官主導の福祉政策の下で莫大な税金を投入しなければ成り立たない。民間金融機関や投資家に拠出させることは事実上不可能だ。

だが、国民の最大関心事である公的年金の財源でさえ、自民、民主の二大政党とも、増税による手当てには及び腰で、徹底した歳出合理化を優先している。そうした状況下で、福祉政策としての多重債務問題対策に新たな国家予算をつけることは可能だろうか。

供給しないのは当然である。必要以上の資金供給は債務者にとって何ら救いにならず、周囲の人々を含めた破滅への落とし穴にもなるからだ。過剰貸付（借り手からすれば過剰借入）は、厳に慎まなければならない。問題は、高リスクであつても過剰借入ではなく、本来ならば借入が可能な資金需要者までが厳格な与信審査によってはねられ、不要な企業倒産や個人破産を誘発することだ。

こうした「借入難民」の発生を防ぐためには、多重債務問題の解決を目指す法改正とあわせて、高リスク層にも、適切に資金がいきわたるような「大規模かつ広範な安全網」を準備しておくことが不可欠である。この点で注目されているのが、バンングラディッシュのグラミン銀行による「マイクログレジット」（貧困層向け小口無担保融資）

社会保障費については、〇七年度から五年間で一兆六〇〇億円を削減するとした政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」を受けて、毎年度平均二二〇〇億円の抑制が予定されている。となると、多重債務者への与信原資として多額の公的資金を注入する措置は、残念ながら期待できない。

かといつて生活保護、生活福祉資金貸付などの公的福祉制度や生協・NPOバンクといった民間の慈善的取組みだけでは、高リスク資金需要は規模的に覆い切れない。そこで、何らかの別の対応策も用意する必要がある。

新たな税金投入が認められず、民間資金だけで大規模かつ広範な資金供給の安全網として「日本版グラミン銀行」を展開する場合、何をどうすればいいのか、以下に一つの政策案を提言する。

まず誰がその新しい役割を果たすか。改正三法成立までの過程で、高リスク与信市場をめぐる社会的信頼は地に墮ちた。市場を復興させるためにも、新制度の初期段階では、資金需要者も含めた国民全体に信頼感と安心感を与える機関が「日本版グラミン銀行」の業務を担うべきである。全国規模で展開するのであれば、既存の公庫——国民

*1 グラミン銀行

バンングラディッシュの経済学者ムハンマド・ユヌス氏が一九八三年に設立、同行による「マイクログレジット」には、大きく二つの特徴がある。一つは「連帯責任」。まず融資を受けるには、五人程度で一つのグループをつくるのが条件になる。最初の融資は少額で、しかもグループのうちの二人だけ。返済が滞れば、他の三人が弁済することになる。もう一つの特徴は「繰り返し」である。最初の二人がきちんと返済した時点で、次の二人はもう少し大きな金額を借りられるようになる。これをグループ内で繰り返すことにより、融資額はだいに大きくなっていくわけだ。このようにグループがある以上、借り手は借できない人間を

グループに入れようとは思わない。現在、同行の借り手は数百万人にもぼるが、貸し倒れ率は二%以下といわれている。同様の手法による融資機関は世界各地に拡大し、利用者は一億人以上にぼる。〇六年、ユヌス氏と同行は、「世界の貧困撲滅にマイクログレジットが主要な役割を果たすことを証明した」功績でノーベル平和賞を受賞した。



〇六年一〇月、広島で原爆一ムなどを視察するユヌス氏

*2 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」

経済財政諮問会議の答申を経て閣議決定される。通称「骨太の方針」。〇一年の小泉内

生活金融公庫や中小企業金融公庫といった政府系金融機関が民間の審査・回収能力を活用して行うのが良い。最大消費地である首都圏では、新銀行東京など、公共色の濃い金融機関も有力な候補だ。

貸付金利の上限は二五パーセント程度が妥当

資金調達の方法については、豊富な資金を円滑に集められるのが望ましい。大規模投資家向けの金融債が最も効率的で、預金による調達は勧められない。預金取扱金融機関がひしめく日本では、預金機能の拡大は不要だ。日本版グラミン銀行には預金機能は重荷になるだろう。預金・決済機能を要件とする銀行ではなく、与信機能のみで営業できる組織形態が良い。

次に与信条件をどうするか。改正三法の施行を前提とした与信審査の厳格化によって、与信対象からはずれた高リスクの資金需要者に、ふたたび適格な与信を行うとなると、同法による貸付総額規制と上限金利規制は最大の支障となる。

そもそも改正三法は、後を絶たない過剰貸付や違法取立てに業を煮やし、貸金業界全体への強烈な懲罰的意味合いから制定されたとも解される。その点、公庫なら政府の直轄であり、過剰貸付や

日本版グラミン銀行の業務を公庫から民間へ移管することを念頭に置けば、税金投入は一切せず、新業務に特化した独立勘定の下で業務を展開していくことが望ましい。

「ゆうちよ銀行」の活用が成功のカギ

新業務のスキームを理解しやすくするため、具体的に二種類の貸付商品設計案を考えてみよう。

①個人向けの当座資金への貸付商品——最大貸付額五〇万円、返済期限三年以内、年利二五パーセントで貸付総枠は一兆円

②企業向けのつなぎ運転資金への貸付商品——最大貸付額一〇〇万円、返済期限一年以内、年利二五パーセントで貸付総枠は一兆円

総額二兆円に上る巨額の原資は、豊富な資金を持つ機関から調達するのが良い。たとえば、郵政民営化で登場した超ギガバンク——ゆうちよ銀行である。

同行から公庫の貸付総枠二兆円のうち九五パーセント分（一・九兆円）を調達し、残りの〇・一兆円を公庫の自主財源で賄う。総額二兆円の貸付債権を裏付けとした証券化商品のうち、シニア分として金利二パーセント分相当をゆうちよ銀行が

違法な取立て行為の心配もない。与信方針を厳格に規定することを前提に、貸付総額規制や上限金利規制を適用しない特別措置を認めることは可能だろう。その意味でも、新業務の引き受け先には既存の公庫が望ましい。

公庫において、人件費その他の必要経費など、貸付原資以外のコストを従来業務の収入で賄えるのなら、新業務に係る貸付金利を利息制限法以内に抑えることは可能かもしれない。それも選択肢の一つである。しかし金利がそこまで下がると、民間の銀行、貸金業者の厳しい与信審査を経て、借入する資金需要者に不公平感が生じ、ひいては民衆圧迫にもつながりかねない。

民間資金だけで高リスク層向け与信市場を再興するためには、当面、日本版グラミン銀行の適正金利の上限は、無担保で年利二五パーセント程度まで許容すべきだ。わが国の金融業界のコスト構造の実態も勘案すれば、妥当ではないか。（なお、経済社会情勢が日本とまったく異なるので全てを参考にするのは適当でないが、バンクグラディッシュのグラミン銀行の貸付金利帯は複数の保証人付きで二〇パーセント台までと幅広い）

将来、市場全体への評価が落ち着いた段階で、

保有し、残りのメザニン分など二三パーセント分相当を公庫が保有する。

日本最大の機関投資家にして民間市場での運用経験に乏しいゆうちよ銀行にとつては、民衆圧迫回避で望ましい資金運用となる。公庫にとつては民間の資金需要のうち高リスク部分を担う新しい民衆補完業務となる。公庫の収入のうち人件費等の必要経費に充当される分を除いて、余剰が発生すれば、国庫に返納するか、公庫内で基金化すれば良い。後者の場合、将来的に貸付金利の引下げや、多重債務など返済不能に陥った利用者の債務整理、心理的ケアなどに係る財源として活用することもあり得る。

官に依存する範囲は、高リスク層向け与信市場の再興に向けて、当初の与信主体としての社会的信頼性と、民間ビジネス化までの市場育成に係る民衆補完性に止めるべきだ。日本版グラミン銀行モデルが普及・浸透していくためには、それが収益事業モデルでなければならぬ。見識と節度のある与信主体の行動と、民間資金だけで成立する与信システムこそが、日本版グラミン銀行モデルのあるべき姿だ。それにより、高リスク資金需要への適切な資金供給が復活していくであろう。

関係定額ともに毎年設定されるようになり、〇六年版は同内閣としては最後の第六弾になった。自主の二つは、財政健全化に向けた「歳入・歳入一体改革」二〇一一年に基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を黒字化するという目標を掲げ、そのための必要対応額を一・五兆円前後と推計。これを実現するために、少なくとも一・四兆円の歳入を削減し、残る五兆円程度を歳入増によって賄うという方針を打ち出した。

*3 政府系金融機関

現在は八機関が存在するが、財政投融資改革の一環として再編が進んでいる。国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国際協力銀行の四機関は、〇八年一〇月に統合し、政府系唯一の金融機関「日本政策金融公庫」となる。沖縄振興開発金融公庫も一二年度以降に合流する。日本政策投資銀行と「商工組合中央金庫は、同じく〇八年一〇月に民営化。その後、五・七年をかけて政府保有株がすべて売却され、完全民営化される予定だ。また公営企業金融公庫は、地方の共同組織が主体となって運営する

「地方公営企業等金融機構」へ移される。

*4 シニア・メザニン

証券化商品は、リスクの高さに応じて大きく二種に分類される。支払いの優先順位が高く、もっともリスクが少ない（したがって利回りが高い）ものを「シニア」、逆に高リスク・高リターン（高利回り）のものを「エグジティブ」、その中間にあるものを「メザニン」という。

「基礎知識」 貸し渋り多発——借入れ難民はどこへ行く？

■貸金業界は苦悶息

貸金業界には、二つの大きな波が押し寄せられている。一つは二〇〇六年二月に成立した「改正貸金業法」だ。これにより、出資法で定められた従来の上限金利二九・二％は、〇九年末までに利息制限法に定められた一五・二％まで段階的に引き下げられる。いわゆる「グリーン・金利」の撤廃だ。また同法によって、貸出総額を年収の三分の一以下に抑える「総額規制」も導入された。これも当初は〇九年末より実施される予定だったが、金融庁の判断で〇七年末に前倒しされた。

もう一つの大きな波は、「過払い金返還請求」だ。〇六年一月、最高裁はグリーン・金利分の負担を基本的に認めない判決を下した。これを契機として、多くの借り手は過去に遡って貸金業者がこの部分の返還を求め、また業者も大半のケースで応じるようになった。国内大手五社（アコム、アイフル、武富士、プロミス、三洋信販）合計の返還額は〇六年後半から月々一〇〇億円を突破し、〇七年に入ると二〇〇億円を超えている。

この判断が下された。返還自体はいつかは終わるはずだが、当面はさらに膨らむ可能性が指摘されている。

当然、これらが貸金業者に与えるインパクトは大きい。各社とも、生き残る道を模索している最中だ。たとえば大手を中心に、金利を利息制限法の上限以下に前倒しで引き下げの動きがある。今のうちから融資先を貸し倒れリスクの少ない優良顧客に絞るとともに、今後の過払い金返還請求を回避するのが狙いだ。

業界再編ないしは整理の動きもある。〇七年七月、業界三位のプロミスは同七位の三洋信販との経営統合を発表した。三井住友フィナンシャルグループのリテール部門として活路を見出す構えだ。今後メガバンクを軸に、カード・信販会社を含めた合従連衡が進みそうだ。一方、業界六位のレイクの親会社である米ゼネラル・エレクトロニクス（GE）は、同社を他社に売却し、撤退する方針を固めている。同じ外資系である業界五位のディック（米シティグループ）についても、売却・撤退の噂が絶えない。また各社ともコスト圧縮のため、人員整理と有人・無人店舗の大幅削減を進めている最中だ。

中小貸金業者の生き残りにはさらに困難だ。金融庁のまとめによると、〇七年三月末現在の全国の貸金業者数は約一万二〇〇社。これは一年前の約一割減、もっとも多かった一九八〇年代半ばの約四分の一の水準だ。二つの大きな波に吞まれ、事業として成り立たなくなっているのだから。

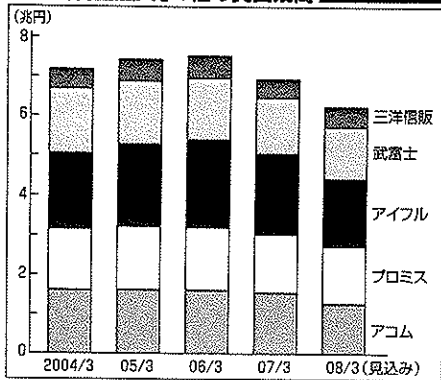
■借入れ難民、が増加

そもそも改正貸金業法は、全国に二〇万人超といわれる多重債務者を減らすことを目的として制定された。重い金利負担から逃れるために別の業者から融資を受け、結局雪だるま式に借金が積み上がっていくのが多重債務の典型的なパターンだ。そこで金利負担を低減し、年収に見合った利用額に限定すれば、返済に困ることもなくなる、というわけである。

しかし、ここで生まれたのが、借りたくても借りられない人、いわゆる、借入れ難民の問題だ。貸金業者は金利を引き下げるぶん、顧客への審査を厳しくせざるを得ない。金利の高さは、そのままリスクの高さを表すからだ。

【消費者金融問題についての基礎知識】

※消費者金融大手5社の貸出残高



(日本経済新聞2007年6月26日付より)

大手の場合、従来の成約率（融資の申し込み者に融資する率）は六割程度だったが、〇七年三月時点では約四割にまで下がっているという。借りたい人の半数以上は、貸し渋りに遭っていることになる。また金額・ペースで見ると、国内大手五社合計の融資残高は、〇七年三月期で前期より七割減の約六兆九〇〇億円。〇八年三月期には、さらに一〇％減の約六兆二〇〇〇億円程度にまで落ち込む見通しだ。

だが、資金調達の手続きが済むわけではなく、調査会社の帝国データバンクによると、改正貸金業法の骨子がまとまった〇六年九月

以降、個人事業主の倒産件数はほぼ一貫して増え続けていくという。貸金業者が個人事業主への融資を断るようになったためと会社は分析している。

また同社によれば、パチンコ店の倒産件数も増えているという。ギャンブル性の高いパチンコ機の設置が禁止されたという事情もあるが、貸金業者の、貸し渋り、により、借金をしてパチンコに注ぎ込む客層が減ったことも一因らしい。

パチンコ資金の工面はともかく、当座の事業資金や生活資金は間違いなく必要だ。貸金業者から締め出されれば、薬をも揃えないでヤミ金に走る人がいても不思議ではない。また中小貸金業者の中には、生き残るために違法を承知でヤミ金化するケースもあるという。つまり多重債務者を救うはずの法整備が、かえって絶望的な債務を背負わせる結果になりかねないわけだ。貸し渋り、の最大の課題は、ここにある。

■「改善プログラム」は機能するか

その対策のために、政府は金融担担相を本部長とする多重債務者対策本部を設けた。〇七年四月に「多重債務問題改善プログラム」を決定した。

その柱の一つが、相談窓口の整備だ。すでに生活相談の窓口等がある全国五四七の市町

村に対し、多重債務者の相談にも乗れる体制を整えるよう求めている。弁護士や司法書士を紹介するだけでなく、丁寧な事情聴取、解決方法の検討助言まで行うことを目指す。ただし、この整備にかかるコストは市町村側が負担する。ただでさえ財政が苦しい自治体が、即座に万全の体制を整えるとは考えにくい。自治体によって対応に差が生ずるようだ。

もう一つの柱は、低利融資制度の拡充だ。

その参考モデルとして、対策本部は大手消費者信用生活共同組合を挙げていた。同組合は、年間約五〇〇〇件の相談に応じるとともに、場合にによっては金利一〇％前後で融資を行っている。県内の市町村が一定額を地元金融機関に預け入れ、それをもとに金融機関が資金を拠出する仕組みだ。融資残高は七〇億円を超えるが、貸し倒れ率は〇・二％以下に留まっている。それだけ審査が詳細な相談・審査を行っているということだろう。同じ取り組みは、東京や福岡の生協でも始まっている。今後はさらに広がっていくようだ。

ただし、多重債務者全員に融資を行えるわけではない。貸付である以上、返済の見込みが立たなければ不可だ。改善プログラムが同時に指摘するところ、生活福祉資金貸付など既存の貸付制度や、生活保護制度の拡充が不可欠だろう。